

第5回牧之原市教育のあり方検討委員会 次第

日時：平成30年8月21日（火）午後2時30分～

会場：矢崎部品㈱ものづくりセンター 会議室

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 議 題

(1) 振り返り

(2) 施設、学校再編等について

○ 施設・設備について

○ 学校規模・時期について

○ 意見聴取について

4 連絡事項

・次回について

5 閉 会

担 当：牧之原市教育文化部教育総務課

電 話：0548-53-2642

FAX：0548-53-2657

E-mail：koyoiku@city.makinohara.shizuoka.jp

(4) 最近の学校施設整備に関する報告等

2. 小中一貫教育に適した学校施設の在り方について
 (平成27年7月)
 小中一貫教育の在り方について

- 小中一貫教育の制度化の内容を踏まえ、小中一貫教育に適した学校施設の基本的考え方や計画・設計上の留意事項を提示。
- 先行事例を掲載して、施設の計画・設計における留意事項についての具体的内容を分かりやすく解説。

1. 学習環境の向上を図る学校施設の複合化の在り方について (平成27年11月)
 ～学びの場を核とした地域の振興と再生を目指す～

- 今後、地方公共団体において、学校施設と他の公共施設等の複合化を検討する機会が増加していくことを踏まえ、複合化の特徴や課題を整理した取組事例を掲載。
- 学校施設の複合化に係る基本的な考え方や計画・設計上の留意事項等を提示。

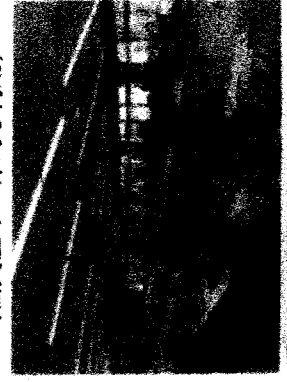
第1部 小中一貫教育に適した学校施設の在り方

- 第1章 背景
- 第2章 小中一貫教育を実施する学校施設の現状、課題
- 第3章 小中一貫教育に適した学校施設の在り方
- 第4章 国による支援策

第2部 先行事例

- 第1章 小中一貫教育を実施する学校施設の整備例
- 第2章 先行事例における計画・設計の事例間比較

(職員室の一体的な利用)



職員室、事務室を統合した校務センター

(学年段階の区切りへの対応)



児童生徒の発達段階に応じた教室環境

第1章 学校施設の複合化に関する現状と課題

- 1 公共施設マネジメントが求められる社会的背景
- 2 学校施設の現状と複合化の需要の高まり
- 3 学校施設の複合化の実施状況調査
- 4 学校施設の複合化の特徴と取組事例

第2章 学校施設の複合化の在り方

- 1 基本的な考え方
- 2 域内の学校施設の計画に関する留意事項
- 3 個別の学校施設の複合化に関する留意事項

第3章 国による支援等

(施設機能の共有化による学習環境の高機能化・多機能化)



公共図書館との複合化により、豊富な科目を授業等で利用することが可能

(児童生徒と施設利用者との交流)



授業の一環として、老人デイサービスセンターの高齢者との交流を実施

平成30年6月6日 文部科学省
 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
 小中学校施設設計部会(平成27年度) 資料 抜粋

3. 災害に強い学校施設の在り方について (平成26年3月)

津波対策及び避難所としての防災機能の確保

- 東日本大震災に於ける避難所となつた学校施設の利用状況や、津波被害が想定される地域における学校施設の防災機能強化の取組について、現地調査を実施。
- 津波対策及び避難所となる学校施設の在り方について、それぞれ基本的な考え方や計画・設計上の留意事項を提示。

第1部 津波被害が想定される地域における学校施設の在り方について

- 第1章 東日本大震災における学校施設の被害状況の検証
 - 第2章 津波被害が想定される地域における学校施設の在り方
- 第2部 地域の避難所となる学校施設の在り方について
- 第1章 東日本大震災から浮かび上がった課題の検証
 - 第2章 地域の避難所となる学校施設の在り方

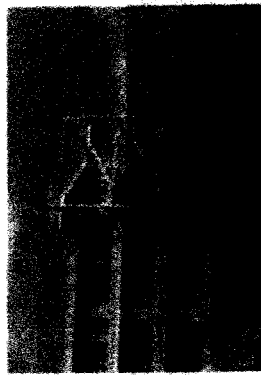
第3部 国による推進方策

〈整備事例〉

(高台や屋上等への避難経路の確保)



学校の裏山までの避難路



屋外避難階校

4. 学校施設の老朽化対策について (平成25年3月)

学校施設における長寿命化の推進

- 昭和40年代後半から50年代にかけて整備された多くの学校が更新時期を迎えつつある状況。
- 老朽化した学校施設の再生整備の基本的考え方や推進方策について提示。

第1部 学校施設老朽化対策ビジョン

- 第1章 学校施設を取り巻く現状と課題
- 1 学校施設の役割
- 2 学校施設の現状
- 3 老朽化対策の必要性

第2章 老朽化対策の基本的考え方

- 1 目指すべき姿
- 2 施策の方向性

第3章 地方公共団体における再生整備の具体的な進め方

- 1 PDCAサイクルによる施設整備
- 2 組織体制の充実
- 第4章 国による推進方策
- 第5章 今後の検討課題

第2部 先進的な取組事例

〈整備事例〉

(長寿命化改修)



改修前



改修後

廊下と教室の間の間仕切りを撤去し、オープン型の教室に変更



5. 学校施設における事故防止の留意点について (平成21年3月)

- 学校施設内の様々な場所が発生する事故全般（転落、衝突、転倒、挟まれ、落下物及び遊具）について、計画・設計段階から利用段階までの各段階における学校施設の安全対策の考え方を提示。

(目次)

第1章 本調査研究の趣旨

第2章 学校施設における事故防止の基本的な考え方

- 1 事故防止に関する基本的な考え方
- 2 施設整備の各段階での事故防止の基本的な考え方
- 3 事故種別毎の基本的な考え方

第3章 事故防止の留意点

第1節 各室における留意点

第2節 各部における留意点（建物）

第3節 各部における留意点（建物以外）

7. 学校施設における地域ぐるみの防犯対策事例集 (平成21年3月)

- 学校施設の防犯対策に地域ぐるみで積極的に取り組んでいる学校や地方公共団体等の事例について分かりやすく解説。

(目次)

第1章 地域ぐるみで行う学校施設の防犯対策

第2章 取組事例

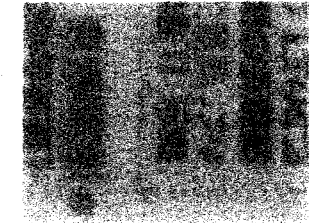
第3章 事例から読み取れるポイント

- 1 学校施設安全マップと地域安全マップの活用
- 2 迅速かつ正確な情報把握の把握と共有化
- 3 防災・交通安全、文化振興等とあわせた包括的な活動
- 4 地域特性を考慮した担い手の活用
- 5 改善の必要性や緊急性等を検討し、すぐにできることから取組む
- 6 取組のきっかけとなるチャンスを活用
- 7 人との交流を保ちながら継続して取組むための工夫



6. 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策について (平成21年3月)

- 学校施設のエネルギー消費実態及びエネルギー消費の長期的展望等について調査研究。
- 既存の学校施設について、適切な教育環境を確保しつつ、環境への負荷を低減させる計画・設計上の方策等を提示。



(目次)

I 背景

II 学校施設におけるエネルギー消費等の実態

- 1 学校施設のエネルギー消費実態
- 2 学校施設のCO₂排出量推計

III 学校施設における地球温暖化対策の課題

- 1 学校施設のエネルギー消費の効率化
- 2 学校施設の質的改善と地球温暖化対策
- 3 建設時の環境負荷の低減
- 4 環境教育への更なる活用

IV 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策

8. 学校施設バリアフリー化指針 (平成16年3月)

- 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意事項を提示。

(目次)

第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

- 1 学校施設のバリアフリー化等の視点
- 2 既存学校施設のバリアフリー化の推進

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

- 1 計画・設計上の基本的留意事項
- 2 わかりやすく、円滑に建物に至ることができる配置計画
- 3 わかりやすく、快適に動きやすい平面計画
- 4 使いやすく、安全で快適な各室計画

5. 学校施設における事故防止の留意点について (平成21年3月)

- 学校施設内の様々な場所で発生する事故全般（転落、衝突、転倒、挟まれ、落下物及び道具）について、計画・設計段階から利用段階までの各段階における学校施設の安全対策の考え方を提示。

(目次)

第1章 本調査研究の趣旨

第2章 学校施設における事故防止の基本的な考え方

- 1 事故防止に関する基本的な考え方
- 2 施設整備の各段階での事故防止の基本的な考え方
- 3 事故種別毎の基本的な考え方

第3章 事故防止の留意点

- 第1節 各室における留意点
- 第2節 各部における留意点（建物）
- 第3節 各部における留意点（建物以外）

7. 学校施設における地域ぐるみの防犯対策事例集 (平成21年3月)

- 学校施設の防犯対策に地域ぐるみで積極的に取り組んでいる学校や地方公共団体等の事例について分かりやすく解説。

(目次)

第1章 地域ぐるみで行う学校施設の防犯対策

第2章 取組事例

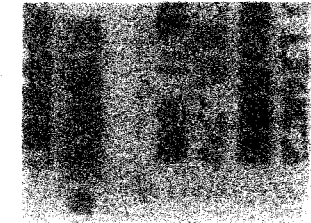
第3章 事例から読み取れるポイント

- 1 学校施設安全マップと地域安全マップの活用
- 2 迅速かつ正確な情報の把握と共有化
- 3 防災・交通安全、文化振興等とあわせた包括的な活動
- 4 地域特性を考慮した担い手の活用
- 5 改善の必要性や緊急性等を検討し、すぐに行えることから取り組む
- 6 取組のきっかけとなるチャンスを活用
- 7 人との交流を保ちながら継続して取り組むための工夫



6. 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策について（平成21年3月）

- 学校施設のエネルギー消費実態及びエネルギー消費の長期的展望等について調査研究。
- 既存の学校施設について、適切な教育環境を確保しつつ、環境への負荷を低減させる計画・設計上の方策等を提示。



(目次)

I 背景

II 学校施設におけるエネルギー消費等の実態

- 1 学校施設のエネルギー消費実態
- 2 学校施設のCO₂排出量推計

III 学校施設における地球温暖化対策の課題

- 1 学校施設のエネルギー消費の効率化
- 2 学校施設の質的改善と地球温暖化対策
- 3 建設時の環境負荷の低減
- 4 環境教育への更なる活用

IV 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策

8. 学校施設バリアフリー化指針 (平成16年3月)

- 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意事項を提示。

(目次)

第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

- 1 学校施設のバリアフリー化等の視点
- 2 既存学校施設のバリアフリー化の推進

第2章 学校施設のバリアフリー化等に備える計画・設計上の留意点

- 1 計画・設計上の基本的留意事項
- 2 わかりやすく、円滑に建物に至ることができる配膳計画
- 3 わかりやすく、快適に動きやすい平面計画
- 4 使いやすく、安全で快適な各室計画

● 適正規模・適正配置

・「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について」（平成27年1月27日 文部科学事務次官通知）において、学校統合の適否又は小規模校設置する場合における必要となる方向性や考慮すべき事項等について策定をまとめた手引を策定

● チームとしての学校

・「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（平成27年12月21日 中央教育審議会答申）において、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する体制を構築し、各校が教育の質の向上に取り組んでいくことについて提言

● 学校と地域の連携・協働

・「新しい時代の教育や地域創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（平成27年12月21日 中央教育審議会答申）において、学校と地域が連携し、互いに学びあう関係を築いていくことについて提言

● 学校図書館の整備充実

・「これからの学校図書館の整備充実について」（平成28年10月 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議報告書）において、学校図書館の運営に係る基本的拠点を整備するとともに、調べ学習等での活用が可能な施設を整備・改善することについて提言

● 教育の情報化

・「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」（平成28年7月28日 2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会）において、情報セキュリティの確保を大前提として、教育の情報化の推進について提言

● 性同一性障害に係る児童生徒への対応

・「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日付文部科学省初等中等教育局児童生徒課課長通知）において、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっては、関係機関と連携し、必要に応じて支援を行うことについて提言

● 高等学校における通級指導の制度化

・「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」（平成28年3月31日 高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告書）において、高等学校における通級指導の制度化及び充実方策について、高等学校における通級指導の制度化に関する提言（「通級による指導」：平成30年4月1日施行）

● 遠隔教育

・「高等学校における遠隔教育の在り方について」（平成26年12月8日 高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議事録）において、高等学校における遠隔教育の在り方について、具体的な取組を提示

(3)今後の学校施設の在り方に関する方向性

— 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 論点整理 (平成29年3月) —

2030年までの未来を見据えた 学校施設の在り方

○学校は、地域の誰もが学び、活用する場であるという視点に立ち、ユニバーサルデザインの採用をはじめ、人に優しい施設として整備していくことが極めて重要

○子供たちが未来を切り拓くために必要な資質・能力(コミュニケーション、批判的思考、協力、独創性等)を身に付けていけるよう、効果的な活動が展開できる学習環境の計画が必要

○これからの学校施設には、ICT活用や「主体的・対話的で深い学び」をはじめ、新たな学びに柔軟に対応できるよう、フレキシブルな施設利用を可能とする計画が必要

○教育効果を高めるためには、機能面での充実だけでなく、「学び心地」「教え心地」といった面での満足度を高めるアプローチも必要

○少子高齢化の進行の中、地域の拠点である学校施設を他の施設と複合して整備することにより、地域の連携・協働活動の拠点として位置付けるといった視点も有効

学習環境の整備とICTの活用

●「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた学習環境の整備

- 多目的スペースやICT教育に対応したスペースの充実など、能動的(アクティブ)に学べる学習環境の整備
- 教室と図書室との近接による深い学び学習への対応
- 外国語教育を効果的に実施するための空間の確保
- 学校間、異学年間の連携、交流を促す環境の整備

●「チームとしての学校」の実現に向けた施設環境の整備

- 教員が子供と向き合う時間的・精神的な余裕を確保できるような快適で機能的なワークスペースに転換
- 教職員間の協働、外部専門家・地域住民等との連携、情報管理等の観点から、機能連携・分化を考慮した管理諸室の整備

●インクルーシブ教育システムの構築に向けた施設環境の整備

- 障害者差別解消法が求める合理的な配慮への対応
- 各校種ごとに求められるバリアフリー化の更なる推進

●ICTを活用できる施設環境の整備

- 無線LANなど、空間の制約を超えて活用できる特性を発揮できるような施設環境の整備
- 従来の教室空間とは異なる、ICTに適した室内環境(照明、内装、家具、電源等)の整備

安全・安心な学校施設の在り方

●教育面や安全面、機能面を改善する老朽化対策の推進

- 安全性を確保する観点からの老朽化対策の推進
- 空調、トイレ整備など、劣悪な施設環境の解消による健康的な施設環境の確保
- 音、温熱環境など、室内の基本性能の確保
- 定期的な点検の実施、計画的な維持管理の実施

●環境に配慮した学校施設の整備

- 省エネルギー、省CO₂など、エコスクールの更なる推進
- 良好な学習環境を確保するための施設計画上の配慮(南側教室の見直し、採光上の工夫等)

●避難所としての防災機能の強化

- 児童生徒に加え、地域住民の避難所として求められる防災機能の確保
- 各校種ごとに求められる防災機能強化の更なる推進

●少子高齢化に対応した学校施設の整備

- 地域の拠点施設としての複合的な整備
- 地域ストックの有効活用の観点から、他の公共施設との共用化、相互利用の推進
- まちづくりの視点から、数十年単位での地域の施設ニーズを見据えた学校施設の整備

「今後の学校施設の在り方に関する方向性」の実現に向けての方策案

・学校施設整備指針の改訂 ・計画・設計段階における対話型のプロセス導入 ・官民連携の推進 ・多様な財源活用の推進 ・効果的な空間活用事例の収集・発信 等

「静岡県における小・中学校再編検討ニーズ」

研究の概要

本研究は、静岡県を事例に、(1)学校再編の課題の大きさを推計し、(2)課題に向けた自治体の対応状況をこれと対比させることにより今後の議論に向けた基礎資料を提供することを目的とし、次の5点を具体的課題とするものです。

- ① 先行研究・調査をふまえ、学校再編に関する課題構造を整理する。(2節)
- ② 静岡県内各自治体の人口推計をもとに、各学校の児童生徒数および通学条件等から、各地域における学校再編検討ニーズを把握する。(3節)
- ③ 静岡県内各自治体の公開情報から、学校再編課題に対する準備・対応状況を明らかにする。(4節)
- ④ 実際の学校再編に関する議論から、学校再編を考える際に必要な検討課題を明らかにする。(5節)
- ⑤ ②③④の比較・総合により、上記目的に関する示唆を導出する(6節)

本研究では国立社会保障・人口問題研究所による学齢期人口の将来予測(2018年推計)を基礎資料として、バス等を用いておおむね1時間で通学可能な配置条件を前提に、一定水準以上の学校規模をできるかぎり維持しようとした場合に配置することのできる学校数の推計方法を開発し、静岡県を対象に推計を実施いたしました。

本研究では、A水準(学校教育法施行規則上の「標準規模」、B水準(多くの自治体で再編の一つの目安となる水準)、C水準(複式学級がおおむね発生しない規模)という3つの規模水準を想定し、2030年、2040年の各年度における各学校の想定児童生徒数と地理的配置状況を考慮するとき、どの程度の学校数を維持することができるかを推計いたしました。

推計の結果によれば、小学校で一学年当たり20人、中学校で一学年当たり40人程度の規模(B水準)を通学圏内で維持しようとする、2030年までに少なくとも静岡県下の小学校で23%(113校)、中学校で16%(42校)程度の学校について配置の見直しを検討する必要性が生じます。(別紙参照)

また併せて、静岡県下の自治体の課題対応状況についても、公表資料を基に分析を行いました。静岡県下の35自治体においてはすべての自治体で公共施設マネジメント計画は策定されているものの、学校配置についての方針公表が確認できる自治体は15、個別の学校名を挙げた学校配置に関する検討結果が公表されている自治体は9(2018.4.24現在)であり、対応の遅れが懸念されます。

さらに、実際の学校再編に関する議論(N市検討委員会議事録)を分析すると、そこには「学校運営」「地域の活性化」「部活動」「校舎」「地域の避難所」「施設管理」「市の財政」「登下校の安全」「学力」「友達」など多様な要素を包含したプランの策定が求められている様子が明らかとなりました。今後、長期的展望に立った学校のあり方についての議論を活性化させ、学校配置見直しと地域の持続的な維持・発展とを両立させる手立てを開発していく必要が示唆されます。

*本研究で出されている推計は今後の学齢期人口の動きを踏まえた学校配置課題を量的に把握するためのものであり、個々の地域の学校再編の是非を問うものではありません。

(別紙)

表 1 静岡県の想定学校数

		小学校	西部地区	中部地区	東部地区	伊豆地区	合計
		人口減速率	2030	84.8%	79.5%	72.1%	67.8%
	2040	77.1%	70.3%	61.5%	55.1%	69.4%	
	2016	学校数	180校	151校	102校	70校	503校
A水準規模推計	2030	学校数	126校	101校	70校	35校	332校
		割合	70.0%	66.2%	68.6%	50.0%	66.2%
1校あたり	2040	学校数	123校	88校	60校	31校	301校
		割合	57.8%	58.1%	58.8%	44.3%	57.8%
中学校	2016		西部地区	中部地区	東部地区	伊豆地区	合計
		学校数	84校	75校	64校	37校	260校
小学校 231人以上	2030	学校数	83校	49校	33校	23校	188校
		割合	75.0%	65.3%	61.6%	59.5%	83.8%
中学校 347人以上	2040	学校数	55校	43校	30校	18校	146校
		割合	65.5%	57.3%	46.9%	48.6%	56.2%

		小学校	西部地区	中部地区	東部地区	伊豆地区	合計
		人口減速率	2030	84.8%	79.5%	72.1%	67.8%
	2040	77.1%	70.3%	61.5%	55.1%	69.4%	
	2016	学校数	180校	151校	102校	70校	503校
B水準規模推計	2030	学校数	148校	117校	83校	42校	390校
		割合	82.2%	77.5%	81.4%	60.0%	77.5%
1校あたり	2040	学校数	143校	114校	79校	41校	377校
		割合	79.0%	75.5%	77.5%	58.6%	75.0%
中学校	2016		西部地区	中部地区	東部地区	伊豆地区	合計
		学校数	84校	75校	64校	37校	260校
小学校 121人以上	2030	学校数	78校	65校	49校	26校	218校
		割合	92.9%	86.7%	76.6%	70.3%	83.8%
中学校 121人以上	2040	学校数	78校	64校	45校	25校	212校
		割合	92.9%	85.3%	70.3%	67.6%	81.5%

		小学校	西部地区	中部地区	東部地区	伊豆地区	合計
		人口減速率	2030	84.8%	79.5%	72.1%	67.8%
	2040	77.1%	70.3%	61.5%	55.1%	69.4%	
	2016	学校数	180校	151校	102校	70校	503校
C水準規模推計	2030	学校数	154校	127校	93校	55校	439校
		割合	85.1%	84.1%	91.2%	78.6%	87.3%
1校あたり	2040	学校数	151校	122校	91校	51校	425校
		割合	83.4%	80.8%	89.2%	72.9%	84.8%
中学校	2016		西部地区	中部地区	東部地区	伊豆地区	合計
		学校数	84校	75校	64校	37校	260校
小学校 61人以上	2030	学校数	84校	71校	63校	36校	254校
		割合	100%	94.7%	98.4%	97.3%	97.7%
中学校 16人以上	2040	学校数	54校	71校	63校	35校	253校
		割合	100%	94.7%	98.4%	94.6%	97.3%

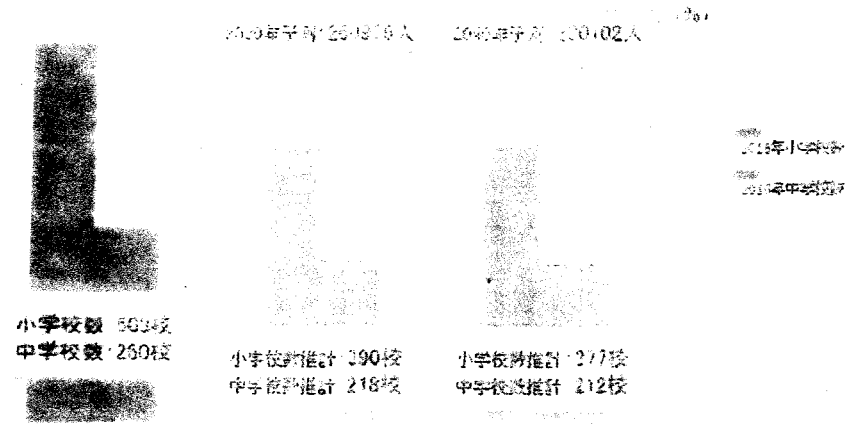


図1 学校数推計と人口逓減率の変化 (B水準)

【B水準 2030年 小学校】

西部	中部	東部	伊豆
148校 (62.2%)	117校 (77.6%)	83校 (61.4%)	42校 (50.0%)
計	90 (100%)		
2020年	60 (39%)		

図2 2030年の小学校想定配置数 (B水準)

【B水準 2030年 中学校】

西部	中部	東部	伊豆
78校 (92.0%)	65校 (86.7%)	47校 (70.0%)	26校 (50.0%)
計	90-100%		
2020年	60-65%		

図3 2030年の中学校想定配置数 (B水準)

中学生初の10万人割れ

5月 減少率、過去10年最大

県が2日発表した学校基本調査（5月1日現在、速報値）によると、県内の中学校生徒数は9万9920人（男5万9066人、女4万1854人）で、1948年の調査開始以来、初めて10万人を下回った。減少率は2.6%で過去10年で最も大きかった。

（政治部・武田愛一郎）

県によると、中学生は6%から1%増えた。が特に現れたのでは、小学校の児童数は19%で3年ぶりに上昇した。高校卒業者に占める就職者の割合は3年連続で同じ22.2%。減少率は前年度の1.7%年が入学する傾向がある。

（義務教育課）

3889人で前年度比359人減。減少率はだつた。

0.5%だった。中学校は7年連続、小学校は10年連続の減少で、いずれも調査開始以来、最低を更新した。

全日制、定時制を合わせた2017年度の高校卒業生3万2434人のうち、大学・短大に進学した人は1万7176人（男8613人、女8563人）。進学率は53.0%

資料2-2 市内小中学校における児童生徒数の推移予測

H30.8.21 第5回教育のあり方検討委員会資料

1. 小学校別将来児童数の推計

年度	2015比										
	2000	2005	2010	2015	2018	2020	2025	2030	2035	2040	2045
相良小学校	949	789	638	594	527	470	425	392	336	292	249
徳山小学校	158	144	151	144	148	138	103	95	81	70	60
藤野小学校	226	170	166	113	129	134	81	75	64	56	48
地頭方小学校	337	312	254	227	207	187	162	150	129	112	96
川崎小学校	665	616	503	430	439	410	307	283	243	211	180
細江小学校	548	541	494	486	449	375	347	320	274	238	203
藤野中学校	193	166	150	131	140	141	93	86	74	64	55
表部小学校	150	125	112	100	107	107	72	66	57	49	42
市立小学校計	3,226	2,863	2,468	2,225	2,146	1,962	1,590	1,467	1,258	1,092	933
相良中学校	764	625	557	437	419	407	313	289	248	215	184
榛原中学校	924	705	684	570	543	529	408	377	324	281	240
市立中学校計	1,688	1,330	1,241	1,007	962	936	721	666	572	496	424
牧之原小学校	227	187	169	156	171	160	111	102	87	76	65
牧之原中学校	160	99	85	79	55	50	57	53	45	39	33
組合小中学校計	387	286	254	235	226	201	168	155	132	115	98
小中学校全体	5,301	4,479	3,963	3,467	3,334	3,099	2,479	2,288	1,962	1,703	1,455

※2017年生まれ迄の実数を反映させただうえで、2020以降は国立社会保障人口問題研究所が平成30年3月に発表した将来推計人口(市町村別、年齢階層別)の5～14歳の変換率を学校ごとに掛け合わせたもの。

2. 上記推計による中学校区別小学校児童数及び学年平均学級数

学級数は全学年35人学級とした場合

牧小には菊川市の児童を含む

	2025年		2030年		2035年		2040年		2045年	
	中学校区の児童数・学年学級数	中学校区の児童数・学年学級数	中学校区の児童数・学年学級数	中学校区の児童数・学年学級数	中学校区の児童数・学年学級数	中学校区の児童数・学年学級数	中学校区の児童数・学年学級数	中学校区の児童数・学年学級数	中学校区の児童数・学年学級数	中学校区の児童数・学年学級数
相良小学校	609	2.9	562	2.7	481	2.3	418	2.0	357	1.7
徳山小学校	162	0.8	150	0.7	129	0.6	112	0.5	96	0.5
藤野小学校	819	3.9	755	3.6	648	3.1	562	2.7	480	2.3
地頭方小学校	111	0.5	102	0.5	87	0.4	76	0.4	65	0.3
川崎小学校	1,701	8.1	1,569	7.5	1,345	6.4	1,168	5.6	998	4.8

赤字：単学級と複数学級の混在
黒字：複数学級

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

2. 概要

(1) 35人以下学級の推進

- 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。[義務標準法第3条関係]

学級編制の標準: 40人



小学校1年生: 35人

- 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。[改正法附則第2項・第3項関係]

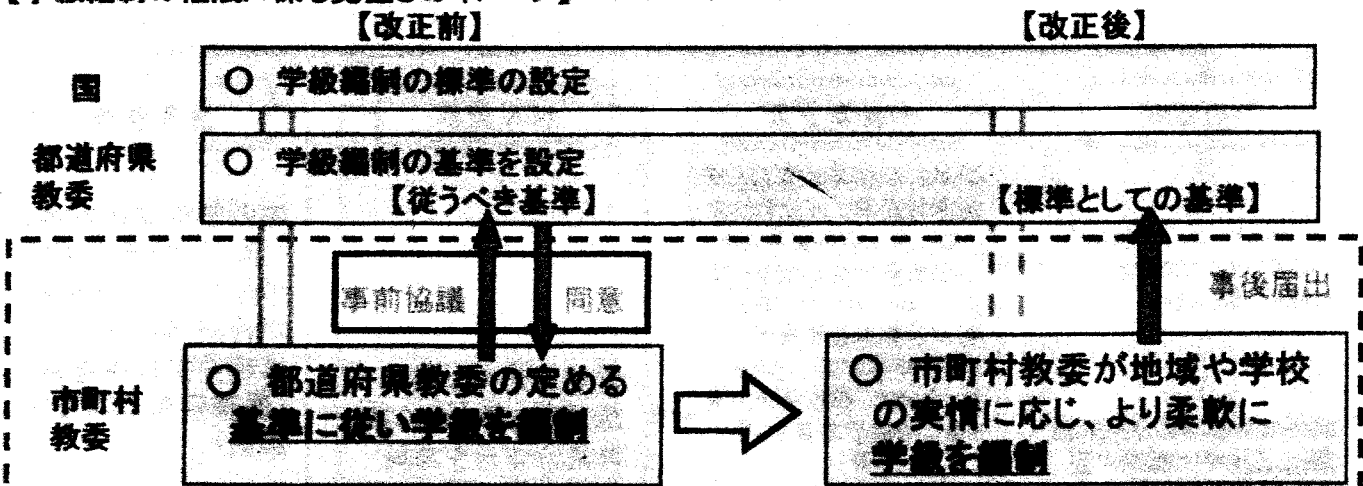
(参考)

第1次 34~38年度	第2次 39~43年度	第3次 44~48年度	第4次 49~53年度	第5次 55~3年度	第6次 5~12年度	第7次 13~17年度
50人	45人	—————→		40人	—————→	

(2) 市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

- 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際：
 - 一 都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記。[義務標準法第4条関係]
 - 一 市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出制とする。[義務標準法第5条関係]

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】



- 学級編制に関する市町村教委の主体性を教員定数配分の観点からも担保
 - 一 都道府県教委が果費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勤案事項として、「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記[地教行法第41条関係]
 - 一 都道府県教委に対し、市町村教委の意見を十分に尊重することを義務付け[地教行法第41条関係]

※国は学級編制の標準を基礎とした教職員定数(標準定数)について国庫負担
 ※都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定(果費負担教職員)

変更なし

(3) 教職員定数に関する加配事由の追加等〔義務標準法第7条及び第15条関係〕

- ① 教職員定数の加配措置に係る数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、必要かつ十分なものとなるよう努める。
- ② 加配事由を拡大し、以下を明記
 - ・小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導が行われる場合
 - ・障害のある児童生徒に対する特別の指導が行われていることその他障害のある児童生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情

(4) その他

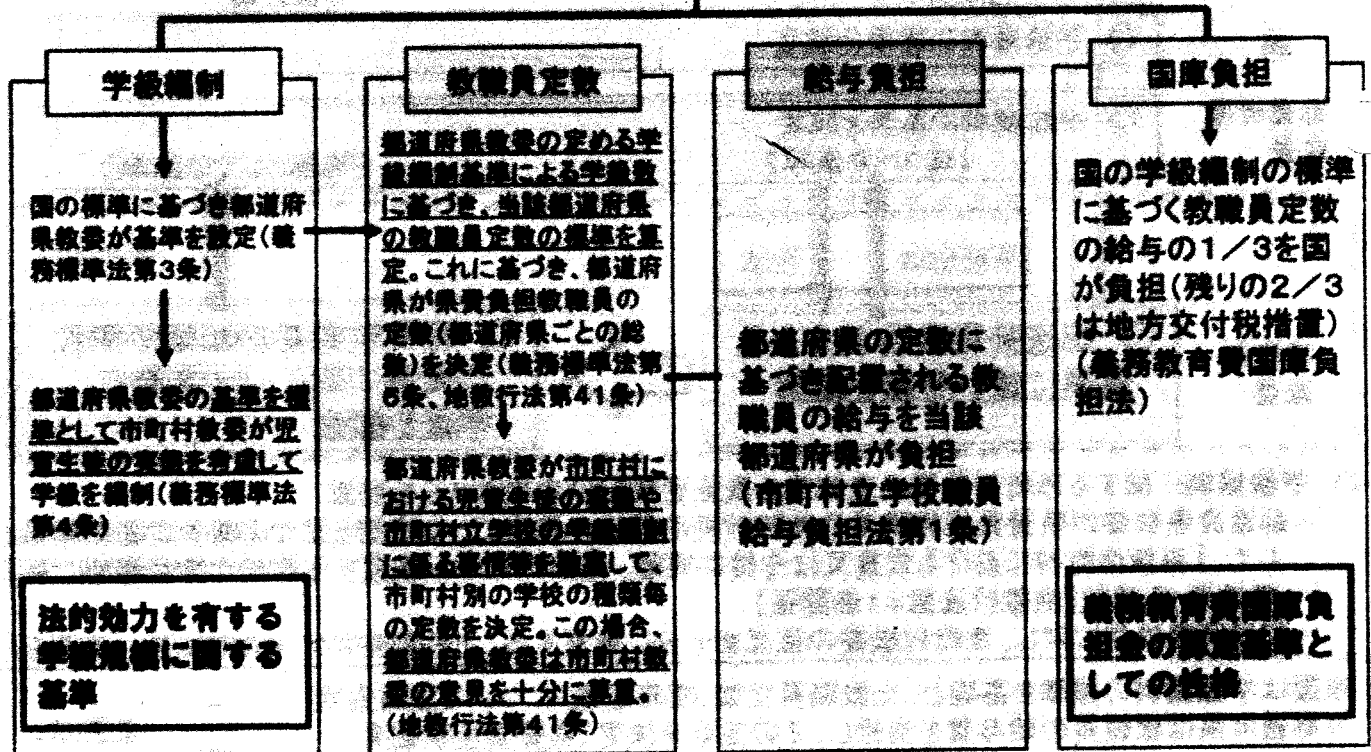
- ① 公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数の在り方について検討。〔改正法附則第4項関係〕
- ② 市町村教委が公立の義務教育諸学校の学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して、この法律による改正後の小学校1年生の学級に係る1学級の児童数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした特段の事情がある場合には、都道府県の教育委員会は、教職員定数に関し、教育上特別の配慮をすることができる。〔改正法附則第5項関係〕
- ③ 東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域の学校及び被災児童又は生徒の転学先の学校において、被災児童又は生徒の学習支援や心のケアを行うため、国及び都道府県教育委員会は、教職員定数に関する特別の措置を講ずる。〔改正法附則第6項関係〕

3. 施行期日

公布の日。ただし、2(2)に関する規定は平成24年4月1日。

【参考】学級編制の標準に係る法的効果

<学級編制の標準>
 小1 : 35人
 小2～中3 : 40人
 (義務標準法第3条)



学校施設の状況

	老朽化			整備	備考
	コンクリート落下	雨漏り	ブール故障		
相良小学校		有		WIFI	エアコン H31整備予定
菅山小学校		有	有 〔配管腐食漏水 H30濾過装置修繕 604千円〕 〔H28ブールシート張替5,238千円(工事費費小+教小)〕		H32整備予定
萩間小学校		有	有 (H28ブールシート張替済5,238千円(工事費費小+教小))		H32整備予定
地頭方小学校	有	有	有 〔ポンプベアリング不良 H30給水管敷設工事1,404千円〕		H31整備予定
川崎小学校	有 (H29 C棟 1,296千円)	有	有 (濾過器水漏れ)		H31, 32整備予定
細江小学校	有 (H30管理教室棟 879千円)	有			H32整備予定 H32大規模改修(大規模修繕)予定
勝間田小学校		有	有 (ブールサイドはく離)		H30整備予定 H30大規模改修(大規模修繕)※
坂部小学校		有	有 (H30濾過自動切替弁取付 991千円)	H30整備予定	H30整備予定 H30大規模改修(大規模修繕)※
相良中学校		有	有 (ブール本体 基礎、シート修繕必要あり)		H28整備済
榑原中学校		有	有 (平成28シート張替 1,287千円)		H27, H28整備済
牧之原小学校		有	有 (H29仕切柵、手摺改修 1,242千円)		H31整備予定 H31大規模改修(大規模修繕)予定
牧之原中学校			有 (H30センターゲーター、FRP修繕 1,166千円)		H28整備済

※ 大規模改修は、主には、屋上防水、外壁防水塗装、WIFI整備、エアコン設置他。

学校施設の処分期限及び耐用年数(※国の補助金や税制上の期限であり、使用期限ではありません)

【文部科学省 財産処分制限期間表】より

15年後(2033年、平成43年)には、小中学校12校の校舎のうち9校が60年を経過している。

区分		2025	2030	15 年後	2035	2040	2045	2050	2055
相良小学校	A								
	B								
	C								
菅山小学校	A								
	B								
	C								
萩間小学校	A								
	B								
	C								
地頭方小学校	A								
	B								
	C								
川崎小学校	A								
	B								
	C								
細江小学校	A								
	B								
	C								
勝間田小学校	A								
	B								
	C								
坂部小学校	A								
	B								
	C								
相良中学校	A								
	B								
	C								
榛原中学校	A								
	B								
	C								
小牧之原小学校	A								
	B								
	C								
中牧之原中学校	A								
	B								
	C								

区分の「A・B・C」は校舎、「プ」はプール、「体」は体育館、「格」格技場を表す
 「×」は校舎の財産処分制限期間(60年)、プールの財産処分制限期間(30年)、体育館の財産処分制限期間(45年)

学校建設費用（参考）

1 他市町の事例

	市町名	規模	概算工事費	備考
1	世田谷区	小学校3校統合 校舎：普通教室20室、校庭	25.8億	H30年度供用開始
2	茨城県桜川市	小学校3校統合 校舎：普通教室19室、プール、外構	25億	H30年度供用開始
3	沖縄県宜野湾市	小学校 校舎：普通教室26室、プール、屋内運動場、外構、グラウンド	33億	
4	愛知県田原市	小学校 校舎：普通教室7室	12億	
5	愛知県瀬戸市	小中一貫校 校舎：普通教室 小20室・中10室、プール、屋内運動場、グラウンド	50億	平成32年度供用開始予定
6	磐田市	小中一貫校 校舎：普通教室 小18室・中13室、屋内運動場、武道場、グラウンド	60億	平成33年度供用開始予定

※ 工事費には、用地費は含まれていない。

2 補助金関係

事業名	負担(算定)割合	事業の内容
新增築	1/2	校舎、体育館等の新增築(教室不足の解消、学校統合)
改築	1/3	構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物、津波浸水想定区域内の移転又は高層化を要する建物等
	1/2(嵩上げ)	ls値が0.3未満の建物のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの
	1/2	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における集団移転促進事業に関連する学校建物の高台移転等
地震補強	1/2(嵩上げ)	地震による倒壊の危険性があるもの(ls値0.3～0.7未満)
	2/3(嵩上げ)	地震による倒壊の危険性が高いもの(ls値0.3未満)
大規模改造	1/3	老朽化に伴う補修やエコ改修等、既存の学校建物の改修(老朽改修、トイレ改修、空調設置、障害児対策等)
長寿命化改良	1/3	構造体の劣化対策を要する築40年以上の建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修
統合改修	1/2	学校統合に伴って実施する既存建物の改修
防災機能強化	1/3	避難所として必要な学校施設の防災機能強化(非構造部材の耐震対策、避難経路・備蓄倉庫の整備、避難所指定校への自家発電設備の整備等)
学校給食施設	1/2(新增築) 1/3(改築)	学校給食の開設及び学校給食の改善充実のための学校給食施設の整備
武道場	1/3	中学校の柔道場、剣道場等の整備
太陽光発電等設置	1/2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備(太陽光パネルの設置、太陽熱利用設備・風力発電設備の整備、太陽光パネル設置校への蓄電池の整備)
その他	1/3	屋外環境(グラウンド等)、木の教育環境、学校プール、高校の産業教育施設、社会体育施設等の整備、特別支援学校の用に供する既存施設の改修

望ましい教育環境への意見聴取について（案）

1 目的

諮問の中に「広く意見を聴く」ことが明記されているため、大枠の方向性がまとまった現段階で市民と情報共有をするとともに、答申にまとめる際に参考とするために意見を聴く場を設定する。

2 聴く方法

(1) 意見交換会

ア 時期 9/27（木）、10/1（月）～10/5（金）のいずれか

イ 時間帯 平日夜1時間30分程度。

(①19:00～20:30、②19:30～21:00)

ウ 回数 榛原地区、相良地区で各1回、計2回。

エ 対象（各回50人まで）

	対象者	相良	榛原
1	自治会（相良：区長、榛原：区長・区長代理）	19人	14人
2	小中学校PTA役員（各1人）	7人	5人
3	教職員（小規模校1人、中規模校2人）	9人	8人
4	幼保育園保護者（各1人）	9人	7人
5	高校生・一般	5人	5人
	合計（想定）	49人	39人

（傍聴者）議員、教育委員、市職員

オ 内容案（大まかな流れ）

	内容	担当	所要時間
1	教育長あいさつ（経緯含む）	教育長	5分
2	検討内容・答申の方向性説明	委員長	20分
3	ワークショップ 「(仮)新しい学校に期待すること」 (施設・授業・関わり方等)	委員他	60分

(2) アンケート

- ア 時期 9月下旬～10月中旬
- イ 対象 市内小中学校に通う児童生徒のうち牧之原市在住の保護者
- ウ 方法 アンケート用紙を、学校を通して配付し、回答があった分のみ教育委員会が回収し集計をする。
- エ 内容 ① 学校区
② 性別・年代
③ 理想だと思ふ学級数
④ 重視する学校施設の機能
⑤ 自由欄
- オ その他 保護者以外の人にアンケートを取るか。